

令和7年度 土浦市立菅谷小学校 「学校いじめ防止対策基本方針」

(令和7年4月1日改訂)

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

- ・「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 基本理念

- ・いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、本校では、いじめは絶対に許されないという強い認識に立つとともに、在籍するすべての児童が決していじめを行わず、また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、保護者、地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するものとする。

教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) 学校及び職員の責務

- ・学校の内外を問わず在籍するすべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民・関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めるものとする。

(4) 保護者の責務

- ・保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめをおこなうことがないように、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめに係る共通認識

- ・いじめは、重大な人権侵害であるという強い認識に立つこと
- ・いじめは、どの児童・学校にも起こり得るものであるという危機感をもつこと
- ・いじめは、絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・いじめ問題に対しては、被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・学校・家庭・地域社会など、すべての関係者が役割を果たし、一体となって取り組むことが必要であること
- ・いじめ問題は、家庭教育のあり方に大きくかかわる問題であること
- ・いじめは気づきにくいところで行われ、発見しにくいものであるということ
- ・いじめはその行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触することがあるということ

(2) いじめと定義される具体的な行動

- ・相手児童に肉体的・精神的苦痛を感じさせる。またはその所有物にダメージを与える。
- ・相手児童が自身の身や所有物に危害が及ぶ恐れを感じる。
- ・相手児童にとって敵対的・排除的な人的環境をつくり出す。
- ・相手児童の権利を侵害する。
- ・実質的かつ著しい教育活動の妨害、または学校の秩序を乱す。

(3) いじめ防止対策会議の設置

- ・いじめの防止や対応等を組織的に推進するため「いじめ防止対策会議」を設置する。

〈構成員〉

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学級担任、養護教諭、特別支援コーディネーター 等

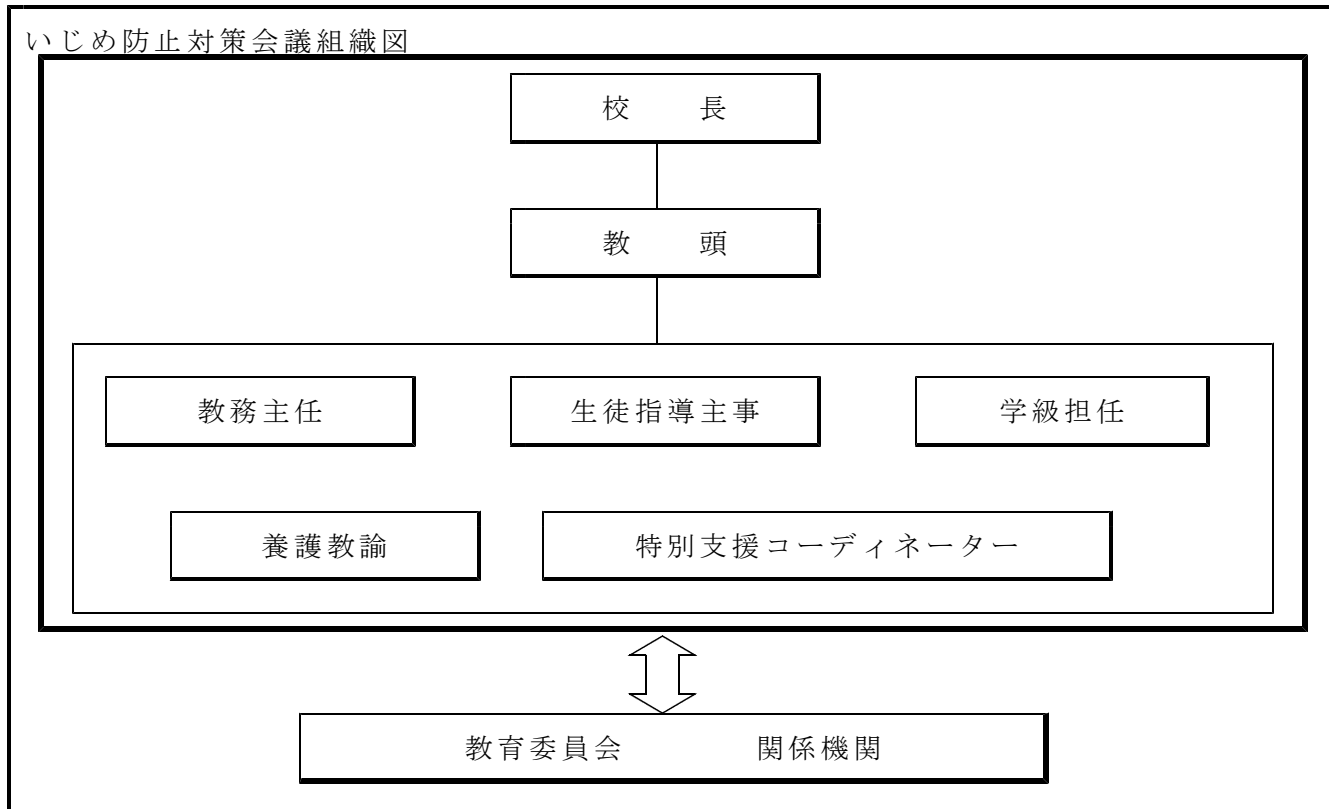
〈活動〉

- ・いじめの早期発見に関すること。
(毎月1回生活・いじめアンケート調査(記名式)、Q-Uテストの実施、教育相談等)
- ・いじめ防止に関すること。(積極的な生徒指導、規範意識の醸成、道徳教育の充実)
- ・いじめ事案に対する対応に関することや、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深めること。(職員研修、共通理解・共通実践、組織的対応)

〈開催〉

- ・構成員を含めた全職員で週1回程度実施し情報交換・共通理解を図る。(毎週水曜日の職員終会で情報交換を実施)
- ・いじめ事案発生時は、当該児童担任等を加え緊急に開催する。

いじめ防止対策会議組織図



(4) 基本施策

ア 学校におけるいじめの未然防止 ※いじめを許さない土台づくり

- 決していじめをしない、見過ごさない、卑怯なふるまいをしないなど、絶対に許さないという強い信念を掲げ、学校全体で組織的に取り組む。
- 道徳教育の充実
 - ・道徳授業の充実により、未熟な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」の未然防止。
 - ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業の実施。
 - ・すべての教育活動において、児童の自己肯定感を高める。
 - ・すべての教育活動において、児童が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
 - ・「いじめをしない」「いじめを許さない」「思いやりをもつ」という人間性豊かな心を育てる。
 - ・児童の心が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を振り返り、いじめを抑止する。
- 体験活動の充実
 - ・児童に、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合わせ、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自ら気付かせる。
 - ・福祉体験やボランティア体験、発達段階に応じた体験活動を体系的に教育活動に取り入れる。
- 縦割り班活動の実施
 - ・縦割り班活動を実施し、活動の中で、お互いに協力したり協調したりすることを学習しながら、よりよく人と関わる力を身に付けさせる。(縦割り班清掃の実施)

- コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実
 - ・日々の授業や縦割り班活動、行事等をはじめとする学校生活のあらゆる場面において他者と関わる機会を設ける。
 - ・代表委員や高学年を中心に計画した『いじめ0（ゼロ）』を目指して集会を実施する。
- 保護者や地域の方への働きかけ
 - ・授業参観・保護者懇談会・入学式等を通して、いじめ防止対策や対応についての理解を得る。

イ いじめの早期発見のための措置 ※児童のサインを見逃さない小さな変化への気付き

- 日々の観察
 - ・教職員が生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、早期発見に努める。
 - ・休み時間や昼休み、清掃時等の機会に、児童の様子に目を配る。
- 観察の視点
 - ・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応（話を聴く）を実施する。
 - ・担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
 - ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復・改善にあたる。
- 「心の健康観察」の実施
 - ・毎朝、GIGAスクール端末で「心の健康観察」を行い、児童の精神状態の把握を図り、結果の気になる児童には、話を聞いて心のケアに努める。
- 教育相談（学校カウンセリング）の実施
 - ・年3回（6月・11月・2月）教育相談期間を設け、個々の悩みを理解し、傾聴の姿勢で進めることで児童との信頼関係を深める。また、必要であれば随時教育相談を行う。
 - ・教職員は声かけ等に心がけ、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- 実態調査アンケートの実施
 - ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識したうえで毎月1回定期的に記名式で実施し、必要に応じて臨時的に実施する。
 - ・Q-Uテストを実施し、教育相談に生かす。

ウ いじめへの早期対応 ※問題の実態把握と迅速なチーム対応

- 正確な実態把握
 - ・いじめに関する相談があった場合、速やかに管理職に相談し、事実の有無を確認する。
 - ・当事者双方、周りの児童から、個々に聴き取る。
 - ・関係教職員との情報を共有し、事実を正確に把握する。
- 指導体制、方針決定
 - ・いじめ防止対策会議で検討し、その内容をもとに教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
 - ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
 - ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては教育委員会や関係機関との連絡調整をする。
- 児童への指導・支援
 - ・いじめをやめさせ、また再発を防止するため、被害児童・保護者に対する支援、加害児童への指導とその保護者への助言を行う。
 - ・いじめられた児童の保護、心配や不安を軽減するように努める。
 - ・いじめた児童に対しては、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分しながら、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をもたせる。

エ インターネットによるいじめへの対応

- ・インターネットでの発信による危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、各学年の成長に合わせた情報モラルに関する指導力の向上に努める。
- ・ネット上のいじめの未然防止のため、児童の所有するパソコンや携帯電話、スマートフォン等を管理する保護者との連携を行う。
- ・ネット上のいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速に対応するとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など事案によっては警察等の専門機関と連携を図りながら対応していく。

オ 重大事態への対処

- ・生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。
- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 土浦市教育委員会と協議のうえ、当該事態に対処する特別な組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を

適切に提供する。

3 年間計画

月	いじめ問題に向けた施策
4 月	○「いじめ防止基本方針」の全職員による共通理解 ○学校ホームページを通して、保護者への周知と協力の呼びかけ ○「菅谷小よい子のやくそく」の共通理解（児童・保護者へ配付）学校ホームページへの掲載
5 月	○生徒指導・特別支援会議 ※年度当初の配慮を要する児童の共通理解 ○学校生活についてのアンケート（いじめ調査：記名式）
6 月	○Q-Uテスト → 教育相談 ○人権教室
7 月	○「心の健康」アンケート（記名式） ○夏休みの過ごし方の指導 ○個別面談（保護者対象）
8 月	○五中地区小中一貫教育合同部会（生徒指導部会） ○職員研修
9 月	○学校生活についてのアンケート（いじめ調査：記名式） ※夏季休業終了後すぐに実施。 ○休み明け児童観察 ○いじめ防止集会
10 月	○「心の健康」アンケート（記名式）
11 月	○小中合同あいさつ運動強化週間 ○Q-Uテスト → 教育相談
12 月	○冬休みの過ごし方の指導 ○学校生活に関するアンケート（児童用：オンラインにて） ○情報モラル講座（3～6年生対象）
1 月	○学校生活についてのアンケート（いじめ調査：記名式） ※冬季休業終了後すぐに実施。 ○休み明け児童観察
2 月	○Q-Uテスト → 教育相談
3 月	○「心の健康」アンケート（記名式） ○春休みの過ごし方の指導 ○配慮を要する児童の支援シートの作成（1年間のまとめ）
【いじめを含む問題行動についての情報交換の場】 ○職員会議 ○職員終会（毎週水曜日） ○ケース会議…（不定期：必要に応じて） 【いじめを含む集約】 ○いじめ認知シートの活用（担任記入→生徒指導主事確認・集約） ○翌月9日までに・・・毎月の事案（いじめ・問題行動・不登校）を教育委員会へ報告 【つちまる相談室】 ○SOSをキャッチし、いじめ等様々な問題の早期発見・解消に努める。（5、6年生対象） 【心の健康観察】 ○児童の毎日の精神状況を把握し、いじめ等様々な問題の早期発見・解決に努める。（全学年対象）	